

がん患者のみなさまへ

多賀町がん患者医療用補正具

購入費助成金のご案内

多賀町では、がん患者のみなさまの就労や社会参加を応援し、療養の質がよりよいものになるようウィッグ、帽子、補正下着の購入費用の一部を助成する事業を始めます。(令和3年4月1日～)

対象者

- 多賀町に住民票がある方
- がんと診断され、その治療を受けた方または、現に受けている方
- がん治療に伴う脱毛などの外見の変化に対するウィッグや補正下着などの補正具が必要な方

助成対象品目

- ウィッグ
(皮膚を保護するためのネットも含む)
- 帽子(手作りは対象外)
- 補正下着(補正パッドまたは人口乳房、これらを固定する下着を含む)

助成費用

- 10,000円(購入費が1万円に満たない場合は、実際に購入した金額。千円未満切り捨て)
- ※助成対象者1人につき1回限りです

申請に必要な書類

- 多賀町がん患者医療用補正具購入費助成金交付申請書(福祉保健課にあります)
- ウィッグ、帽子、補正下着等、購入したことがわかる領収書
- がん治療を証明する書類のコピー(診療証明書、入院診療計画書、お薬手帳等)
- ※ウィッグ、帽子の場合は、脱毛の副作用がある抗がん剤治療を受けていることを確認できるもの
- ※補正下着の場合は、がん治療に伴い乳房を切除したことを証明する書類

注：令和3年4月1日以降の購入日のもので、購入後1年以内のもの

問い合わせ先

多賀町役場 福祉保健課

電話：(0749) 48-8115

有線：2-2021